

リスク管理規定

NO MARK株式会社

(目 的)

第1条 本規程は、リスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程において「リスク」とは、物理的、経済的もしくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具現化した以下の事象などを指すものとする。

- (1) セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに起因する問題が生じた場合
- (2) 職員が故意又は過失により、当社に重大な損害を与える事態が発生した場合
- (3) 当社の活動により、倫理に関わる問題、個人の権利又は名誉を著しく侵害する事態が発生した場合
- (4) 不適切な活動や欠陥のある情報の提供等により、当社のイメージが低下した場合
- (5) 外部からの不法な攻撃等を受けた場合

(リスクに関する措置)

第3条 当社の役員及び職員は、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、当社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、そのリスクの回避、軽減、その他必要な措置を講じなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第4条 当社の役員及び職員は、具体的リスクが発生した場合には、これに伴い生じる当社の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意を持って行う。

(緊急事態への対応)

第5条 緊急事態が発生し、組織的に対応することが重要である場合は、役員をリスク管理統括者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第6条 本規程において緊急事態とは、以下の各号に掲げる事件によって、当社にもたらされた急迫の事態をいう。

- (1) 自然災害
- (2) 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
- (3) 当社の活動に起因する重大な事故

(4) 建物爆破，放火，誘拐，恐喝等，ならびに脅迫状の受領など外部からの不法な攻撃

(5) 当社の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立ち入り検査

(緊急事態の通報)

第7条 緊急事態を認知した者は，速やかに役員に通報する。

(緊急事態対応の基本方針および手順)

第8条 緊急事態発生時においては，以下に定める基本方針に従って対応する。

(1) 第13条第1号から3号の事態に対しては，人命救助，関係者の安全を最優先とする。

(2) 同条第4号の事態に対しては，不当な要求に屈せず，警察と協力して対処する。

(3) 同条第5号の事態に対しては，真実を明らかにすることを旨とする

(4) 再発防止のための施策を講じる。

(守秘義務)

第9条 本規程に基づく当社のリスク管理に関する措置などを立案・実施する過程において知り得た当社，関係者の秘密を漏洩してはならない。

附 則

(施行日)

本規程は、2023年5月1日から施行する。